

下水道事業計画の軽微な 変更の範囲に関する見直し

令和3年 地方分権改革提案

熊本市

提案内容に関する背景

現在、公共下水道の事業計画を変更する場合、下水道法第4条第2項（同条第6項において準用）、下水道法施行令第4条の2および第5条の2等に基づき手続きを実施している。

また、「下水道法施行令第5条の2及び第17条の9に定める協議等を要しない事業計画の軽微な変更の取り扱いについて」（平成27.11.19国土交通省事務連絡）にて、運用方法が示されているところ。

この中で、**予定処理区域が百ヘクタールを超過する場合は、変更面積の大小に関わらず、一律で国土交通大臣（都道府県知事）に協議する必要がある**、その手続きに時間を要しており、職員の負担になっているだけでなく、早期整備を望む市民にとっても支障が生じている状況。

手続きの見直し

事務作業の軽減、市民サービス向上

根拠法令等の概要

下水道法

(事業計画の策定)

第四条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

2 公共下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、都道府県知事（都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他政令で定める事業計画にあつては国土交通大臣）に協議しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による協議（第二条第三号ロに該当する公共下水道（以下「雨水公共下水道」という。）に係るものを除く。）を受けたときは、政令で定める場合を除き、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴かななければならない。

4 （略）

5 （略）

6 前各項の規定は、公共下水道の事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

根拠法令等の概要

下水道法施行令

(国土交通大臣に協議する事業計画)

第四条の二 法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一号の指定都市（以下「指定都市」という。）が設置する公共下水道の事業計画のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法第二条第三号イに該当する公共下水道（以下この号及び第二十四の三第一項第二号イにおいて「一般公共下水道」という。）の事業計画のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

イ 予定処理区域（予定処理区域を拡張する変更に係るものにあつては、変更後の予定処理区域）の面積が百ヘクタール以下の一般公共下水道の事業計画

ロ・ハ （略）

二 （略）

(環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合)

第五条 法第四条第三項又は第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 予定処理区域の面積が百ヘクタール以下の公共下水道に係る協議又は届出（予定処理区域の拡張に係る事業計画の変更の協議又は届出にあつては、変更後の予定処理区域の面積が百ヘクタールを超える場合を除く。）を受けた場合

二・三 （略）

根拠法令等の概要

下水道法施行令

(協議等を要しない事業計画の軽微な変更)

第五条の二 法第四条第六項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

- 一 予定処理区域の変更
- 二 公共下水道からの放流水の吐口で国土交通省令で定める主要な管渠、処理施設及び国土交通省令で定めるポンプ施設に係るものの配置の変更
- 三 国土交通省令で定める主要な管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造もしくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。
- 四 処理施設（これを補完する施設を含む。）の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更
- 五 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更
- 六 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

根拠法令等の概要

H27.11.19国土交通省事務連絡（抜粋）

区分	重大・ 軽微の別	内容	備考
<p><u>（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）</u> 第5条の2 法第4条第6項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。</p>			
<p><u>一 予定処理区域の変更</u></p>	<p>重大 軽微</p>	<p>① <u>予定処理区域の境界の変更。</u> ① 処理区域内の地名の変更。 ② 処理区、処理分区、排水区の区域の境界・面積の変更（重大①に当たらないものに限る。） ③ 処理区、処理分区、排水区の名称の変更。 ④ 処理区、処理分区、排水区内の地名の変更。</p>	<p>大規模なものは、 三 重大③で重大となる。</p>
<p>二 公共下水道からの放流水の吐口で国土交通省令で定める主要な管渠、処理施設及び国土交通省令で定めるポンプ施設に係るものの配置の変更</p>	<p>重大 軽微</p>	<p>① 吐口の配置（放流先、位置）の変更。 ① 吐口の位置・放流先の名称の変更。</p>	
<p>三 国土交通省令で定める主要な管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内における位置の変更を除く。</p>	<p>重大</p>	<p>① 配置（ルート、縦断）の変更。 ただし、軽微①は除く。 ② 構造（開渠・暗渠及び自然流下・伏越の別）の変更。 ③ 能力（管内径の変更を伴うもの）の変更。 ただし、軽微③は除く。 ④ 点検箇所の数の変更。ただし、腐食するおそれの大きい箇所の増減を伴わない場合は除く。 ⑤ 点検の方法の変更。 ただし、軽微④は除く。 ⑥ 点検の頻度の変更。</p>	

事業計画変更の事務フロー

政令市（市町村）

事務負担

国土交通省（都道府県）

標準期間

事業計画変更協議に伴う書類作成

作業項目	作業量
書類作成	業務委託
書類チェック 軽微な修正	担当1人×7日

事前協議

変更内容確認、必要書類確認

約3週間

下水道法施行令第三条に基づく告示

作業項目	作業量
告示文作成	担当1人×1～2日

約2週間

意見申出に対する修正等

事業計画変更協議
申出書提出

作業項目	作業量
協議対応 追加資料作成 資料修正 等	担当1人×7日 係長1人×7日

変更協議

申請書類確認、
環境大臣への意見徴収等
（変更の経緯、技術的確認
（施設能力、水質等）
関連計画との整合性 等）

約1.5ヶ月

変更協議終了

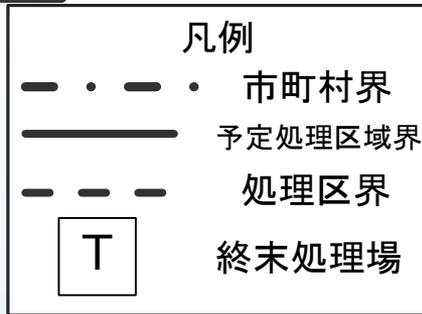
支障事例

予定処理区域（約10,000ha）に当該箇所0.4haを拡大するための下水道事業計画の変更を実施。
 予定処理区域の変更後の面積が100haを超えることから、国土交通大臣との協議を実施したものの。

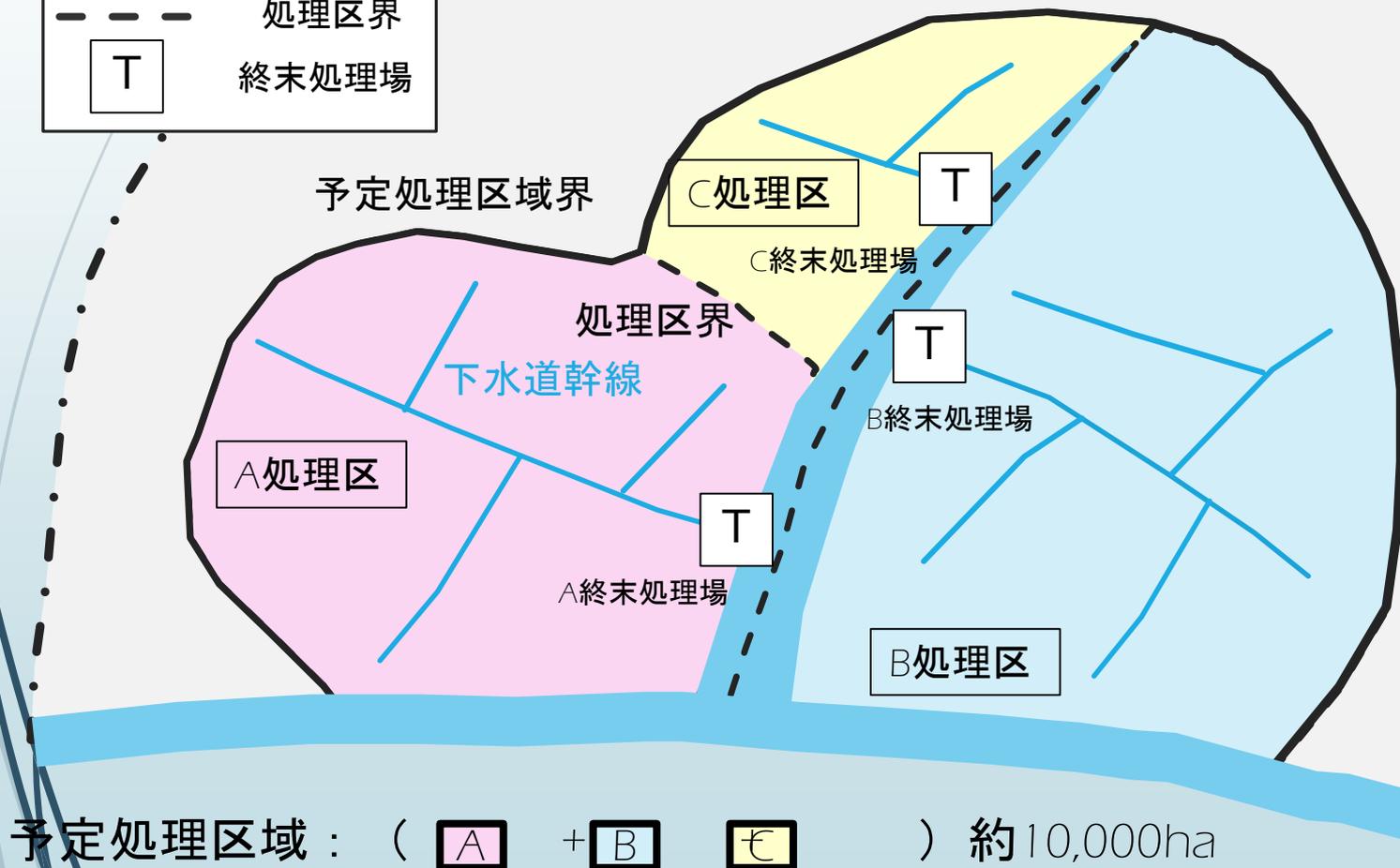
本事例における事業計画変更に必要な期間

項目	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	
資料作成・告示	約3週間	約2週間		
国協議		約1.5ヶ月		
布設工事				
供用開始	この期間は住民をお待たせすることになる			

支障事例の具体的イメージ①(変更前)

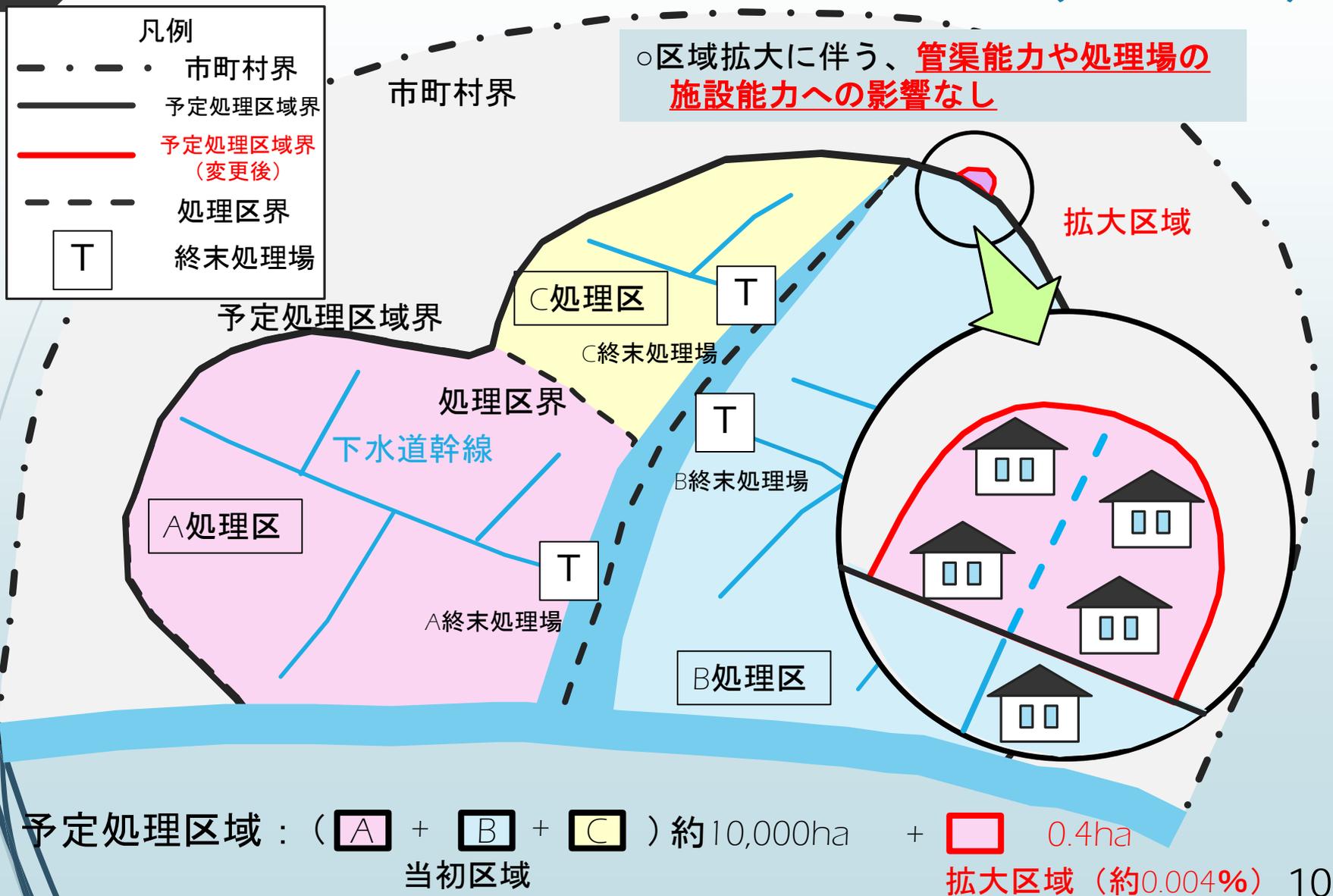


◎ 予定処理区域は隣接する市町村と接していない



当初区域

支障事例の具体的イメージ②(変更後)



本市の提案内容による効果

公共下水道の事業計画について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積が狭小等であるときは、軽微な変更に該当するものとして整理し、事務の手続きを簡素化することが可能と考える。

また、協議等に要する期間が短縮され、早期に工事着手が可能となり、市民の負担軽減が図られ、もって市民サービスの向上につながることとなる。

本市の提案による改善イメージ

項目	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月
資料作成・告示	不要	● ●	職員の負担軽減
国協議		不要	
布設工事			
供用開始		← 提案により短縮	→

市民サービスの向上